



平成20年度事業報告

一般事項

建築基準法と建築士法がそれぞれ改正され、改正建築士法は2年の猶予期間を経て、昨年11月28日に施行され、新しく建築士制度がスタートしている。

特に注目されているのが、設備設計者にとっては、「設備設計一級建築士」の創設である。一定規模以上の建物については法適合確認が義務付けられ、今年5月27日以降の確認申請から適用される。「設備設計一級建築士」の資格者については、「みなし講習」の受講により取得しており、設備設計の専門技術者でない者が多く含まれているのが現状である。又資格者の数についても各県ばらつきがあり、問題含みである。専門技術者である建築設備士の活用、又は設備設計事務所の対応など多くの問題を抱えることになる。

さて今年度から協会の事業活動の一環として、沖縄県、特定行政庁のご理解により建築基準法12条に基づき建築設備 定期検査の窓口受付業務を実施しているところです。沖縄県の報告率は全国でも、下位にあり、報告率アップの促進協力と協会の事業収益向上にも、つながり今後とも会員と関係者の協力のもと継続して実施していきたいと考えています。

平成20年度事業の、設備設計に関する人材の育成の一環として、公的機関の独立法人雇用・能力開発機構から消防設備法令関係の講師派遣の依頼があり、当協会から三人の会員を派遣いたしました、今後とも継続協力していきたいと思っております。合わせて報告いたします。

